

# でんさいサービス手数料一覧表

手数料には、消費税相当分が含まれています。

2019年10月1日現在

手数料項目			手数料額(税込)
基本手数料			無料
発生記録手数料	債務者請求方式	でんさいを債務者が発生する場合	他行宛 660円 当庫宛 330円
	債権者請求方式	でんさいを債権者が発生する場合	他行宛 660円 当庫宛 330円
入金手数料		でんさいの入金(受取り)にかかる手数料	220円
譲渡記録手数料		でんさいを譲渡する場合	他行宛 330円 当庫宛 165円
分割譲渡記録手数料		でんさいを分割し譲渡する場合	他行宛 660円 当庫宛 330円
開示請求手数料	通常開示(インターネット)	債権内容を照会する場合	無料
	特例開示(書面)	窓口で通常開示の対象外の債権内容を照会する場合	3,300円
保証記録手数料		保有しているでんさいに保証人を追加する場合	330円
変更記録請求手数料	債権内容変更(インターネット)	債権情報を変更または削除する場合	330円
	債権内容変更(書面)	窓口で書面により債権情報を変更または削除する場合	1,980円
	属性変更	利用者属性を変更する場合	無料
口座間送金決済中止手数料		発生済のでんさいの決済をとりやめる場合	880円
支払等記録手数料		口座間送金決済以外の方法ででんさいを決済する場合	330円
支払不能情報照会手数料		過去の支払不能情報を照会する場合	330円
割引利用手数料	全部譲渡	でんさいを割引する場合	220円
	分割譲渡	でんさいを分割し割引する場合	220円
担保利用手数料	全部譲渡	でんさいを担保にする場合	220円
	分割譲渡	でんさいを分割し担保にする場合	220円
窓口代行手数料		当庫の窓口で受け付けた場合	3,300円
残高証明書発行手数料		でんさいの合計金額・件数および債権毎の明細を掲載した残高証明書を発行する場合	4,400円
パスワード再発行手数料		パスワードを新たに発行する場合	1,100円
異議申立手数料		債務者企業が、商取引内容に問題があることを理由に支払を拒む場合で、かつ異議申立を行う場合	3,300円
特定記録機関変更記録		電子記録を行う電子記録機関を変更する場合	4,400円
開示内容の記録(特定記録機関)		変更前の電子記録機関での債権をでんさいネットでの債権として発生させる場合	330円

## 【ご留意点】

- ・手数料金額はお客さまへ事前通知することなく変更となる場合がございます。この場合、ホームページ上に告知いたします。
- ・一部サービスの利用手数料についてはご利用の都度、当庫窓口でお支払いいただきます。
- ・一旦記録請求(予約を含む)を行った取引は、取消可能期間内に取消した場合でも所定の記録手数料等が必要となります。
- ・取引相手の承諾が必要となる取引において、取引相手から否認された場合でも所定の記録手数料等が必要となります。
- ・上記の手数料以外にも手数料が発生する場合がございます。